

### 第3章 騒音・振動・悪臭

#### 第1節 現況

我々の日常生活において、騒音は最も身近に感じる公害であり、発生源も工場や事業場から発生するものや建設作業騒音などのほか、一般家庭などから発生する生活騒音等のいわゆる近隣騒音が原因となるものもあり多種多様である。

振動は騒音と共に発生することが多く、苦情も騒音と同時に申し出ることが多い。

悪臭も騒音や振動と同様に身近な公害の一つで、発生源としては畜産農業、サービス業、住宅、化学工業、食品製造業など多種多様であり、近年は野焼きに関する苦情が多くなっている。

これら、騒音、振動、悪臭問題は、大気汚染や水質汚濁などの他の公害と異なり、いずれも人体の感覚に直接影響を与える感覚公害であり、そのほとんどが局地的公害であることが特徴である。

#### 1 環境騒音

平成26年度は、市内10地点で調査を実施した。

調査結果は、表3-1のとおりであり、住宅密集地や主要道路付近で環境基準を超過した地点が見られた。

(表3-1) 平成26年度環境騒音調査結果

No.	測定地点	区域の区分	地域類型	昼間	評価	夜間	評価
1	大堀 1-25-14	第1種住居地域	B	48	○	47	×
2	富津 396	第1種低層住居 専用地域	A	49	○	48	×
3	小久保 90	第1種中高層 住居専用地域	A	48	○	44	○
4	鶴岡 988	無指定	無	48	○	41	○
5	岩坂 108	無指定	無	51	○	47	○
6	金谷 300	無指定	無	49	○	45	○
7	豊岡 2785-1	無指定	無	47	○	40	○
8	青木 1573-1	第2種住居地域	B	55	×	49	×
9	岩坂 487-5	無指定	無	55	○	51	×
10	竹岡 473-1	無指定	無	52	○	48	○

※ 類型指定地域の区分に入らない都市計画区域以外の地域は、環境基準の一番厳しいA類型及び道路に面する地域の環境基準をあてはめて、評価している。

### 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域類型	時間区分		類型指定地域 (概要)
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域等
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域等
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域等

※ AA類型については、千葉県はあてはめていない。

## 2 自動車騒音常時監視

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき自動車騒音の状況の常時監視を市内3地点で実施した。なお、平成24年度の調査より道路交通騒音の評価方法が道路端の調査結果による判断から道路端及びその近接空間の調査結果による面的に評価する方法に変更になった。

### 道路に面する地域及び近接空間の騒音に係る環境基準

地域の類型	用途地域	道路の種類	時間区分	
			昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

平成26年度に実施した道路端の騒音測定結果は、表3-1に示すとおり環境基準を達成していた。

後背地の測定結果は、表3-2に示すとおり、11～27dB減衰していた。

面的評価結果は、表3-3に示すとおり一般国道127号及び県道大貫青堀線の近接空間の一部住居等において、環境基準を上回っていた。その他の地点及び時間帯は、全ての住居等で環境基準を達成していた。

(表 3-2-1) 道路端の騒音測定結果

単位：dB

路線名	時間区分	測定結果	環境基準値	評価
一般国道 127 号	昼間	6 8	7 0	○
	夜間	6 3	6 5	○
県道 大貫青堀線	昼間	6 7	7 0	○
	夜間	6 1	6 5	○
県道 上畑湊線	昼間	5 7	7 0	○
	夜間	4 9	6 5	○
県道 浜金谷停車場線	昼間	6 3	7 0	○
	夜間	5 5	6 5	○
市道 二間塚大堀線	昼間	6 5	7 0	○
	夜間	5 5	6 5	○

(注) 昼間の時間帯は 6 時～22 時、夜間の時間帯は 22 時～6 時。

(表 3-2-2) 後背地の騒音測定結果

単位：dB

路線名	時間区分	道路端の測定結果 (L <sub>Aeq</sub> )	後背地	
			距離	測定結果 (L <sub>Aeq</sub> )
一般国道 127 号	昼間	6 8	5 9 m	5 3
	夜間	6 2		3 9
県道 大貫青堀線	昼間	6 8	8 2 m	4 1
	夜間	6 1		4 0
県道 上畑湊線	昼間	5 8	3 5 m	4 3
	夜間	5 1		4 2
県道 浜金谷停車場線	昼間	6 2	5 7 m	4 4
	夜間	5 0		3 9
市道 二間塚大堀線	昼間	6 3	5 4 m	5 2
	夜間	5 6		4 5

(注) 道路端の測定結果は、後背地で測定している同時間帯のもの。

(表 3-2-3) 面的評価結果

路線名	住居等戸数 (戸) 割合 (%)				
	評価対象数	昼間・夜間ともに基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間ともに基準値超過
一般国道 127 号	3 4 8	3 4 7	0	0	1
県道 大貫青堀線	1 4 4	1 4 3	0	0	1
県道 上畑湊線	4 0	4 0	0	0	0
県道 浜金谷停車場線	1 9	1 9	0	0	0
市道 二間塚大堀線	1 1 4	1 1 4	0	0	0

### 3 悪臭

悪臭は、人間の感覚に直接作用し、不快感等を与える代表的な公害であり、悪臭による被害は、局地的であることが多い。

この悪臭に対しては、「悪臭防止法」により規制がなされており、対象は事業活動等によって発生する悪臭であり、現在悪臭の原因物質として22物質（特定悪臭物質）が政令で定められている。

悪臭物質の規制基準は、敷地境界線、気体排出口及び排出水について設定されている。

#### 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質及び基準値等

特定悪臭物質	敷地境界線の基準	におい	主な発生源
アンモニア	1	し尿臭	畜産事業場・化製場・し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎ臭	クラフトパルプ製造工場・化製場・し尿処理場等
硫化水素	0.02	腐った卵臭	畜産事業場・クラフトパルプ製造工場・し尿処理場等
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造工場・化製場・し尿処理場
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造工場・化製場・し尿処理場
トリメチルアミン	0.005	腐った魚臭	畜産農業・化製場・魚腸骨処理場等
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場・魚腸骨処理場・たばこ製造工場等
スチレン	0.4	都市ガス臭	スチレン製造工場・FRP製品製造工場等
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場・染色工場・畜産事業場・でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	0.001	汗くさい臭い	畜産事業場・化製場・魚腸骨処理場・でん粉製造工場等
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下の臭い	畜産事業場・化製場・魚腸骨処理場・でん粉製造工場等
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下の臭い	畜産事業場・化製場・魚腸骨処理場・でん粉製造工場等
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場・自動車修理工場・印刷工場・魚腸骨処理場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵した臭い	塗装工場・自動車修理工場・印刷工場等
酢酸エチル	3	刺激的なシンナー臭	
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナー臭	
トルエン	10	ガソリン臭	
キシレン	1	ガソリン臭	